

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中頓別町では、町制が施行された翌年の 1950（昭和 25）年まで人口の増加傾向がみられ、この時点の人口は 7,592 人であった。しかし、1960（昭和 35）年からは急激な減少傾向に転じており、以降、5 年毎に実施している国勢調査の結果では各調査時点において、前回調査と比較して 15%程度の減少率で推移している。この減少率は、1995（平成 7）年国勢調査以降、10%程度に落ち着いているものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によれば 2015（平成 27）年以降も減少率が微増する推移となっており、2010（平成 22）年国勢調査結果では 1,974 人であった人口が 2040（平成 52）年には 946 人にまで減少するとされている。また、1960（昭和 35）年からの急激な人口減少に伴い、年少人口及び生産年齢人口も同様に減少しており、それぞれ 1960（昭和 35）年には 2,752 人、4,214 人であった人口が、2010（平成 22）年には 207 人、1,057 人にまで減少している。老年人口については、1975（昭和 50）年までほぼ横ばいで推移していたが、それ以降は微増が続いており、1960（昭和 35）年で 409 人であった人口が、1990（平成 2）年には年少人口を上回り、2010（平成 22）年には 710 人に増加している。2015（平成 27）年以降、年少人口及び生産年齢人口においてはほぼ同じ減少率で減少を続けるが、老年人口においては 2010（平成 22）年から減少傾向に転じるものの、減少傾向が緩やかであることから、2025（平成 37）年には生産年齢人口を超え、人口構成としては一番多い区分となる。

中頓別町の産業は第 1 次産業では酪農業、林業、第 2 次産業では建設業、鋳工業、第 3 次産業では医療、卸売・小売業、飲食・サービス業など、多様な業種により成り立っている。産業別の就業者割合については、2010 年の時点で第 1 次産業が 19.2%、第 2 次産業が 13.1%、第 3 次産業が 67.8%で、町外からの医療や公的機関への就業者を除き、ほとんどが町内の就業者で構成されており、人口減少に比例して就業者も減少していることから、町内の中小企業の生産性の向上や高齢化に伴う新たな労働力の確保が課題となっている。

(2) 目標

厳しい事業環境、限られた労働力の中にあつて、生産性を維持しつつ労働荷重を軽減する必要があることに加え、いかに事業を継続・発展させるかが課題となることから、IoT 等の新しい技術を活用した設備や作業効率の高い機械設備等の先端設備の導入を支援し、業務の効率化と労働生産性の向上を図る。具体的には、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中

に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし、生産効率等の向上を図ることが必要であることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内のすべての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内一円を対象とする。

(2) 対象業種・事業

町内のすべての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、すべての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に寄与することについても本計画にて配慮すべき事項であり、人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。